

特定生産緑地（伊丹市）の解除について

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

令和 7 年 9 月 2 日

伊丹市長 中田 慎也

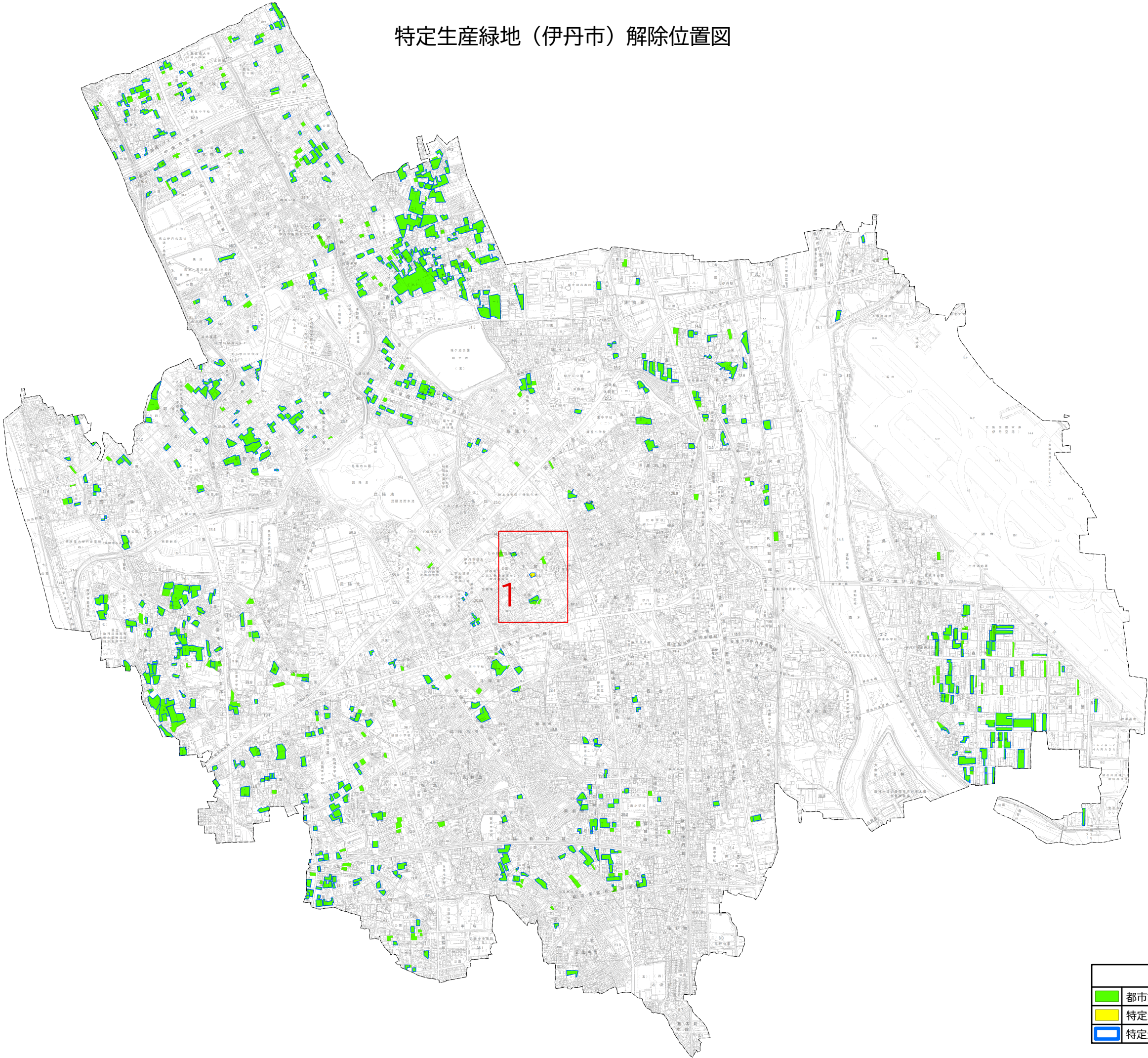


1 特定生産緑地の指定を解除した土地の区域及び面積

生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地の 解除面積（㎡）	図面番号
稲野 8－ 1 2	千僧5丁目地内	約 700	1

「区域は解除図表示のとおり」

特定生産緑地（伊丹市）解除位置図



凡 例	
	都市計画生産緑地地区
	特定生産緑地解除区域
	特定生産緑地既指定区域

特定生産緑地（伊丹市）解除図

凡 例		
	都市計画生産緑地地区	
	特定生産緑地解除区域	
	特定生産緑地既指定区域	

